

保育士等キャリアアップ研修に関するQ&A（平成29年7月31日）

問1 研修の名称に「キャリアアップ」を必ず入れなければならないのでしょうか。

（答）

研修の名称については、必ずしも「キャリアアップ」という文言を入れる必要はなく、研修の実施主体において、適切な名称を付けていただくこととなります。

問2 各都道府県において研修の実施機関を指定する場合、指定先の団体は市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限定されていますが、「就学前の子どもに対する保育に関する研修実績」にはどのようなものが含まれるのでしょうか。

（答）

「就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体」については、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所に従事する者を対象とした保育に関する研修を実施した実績が必要となります。

問3 研修を委託して実施する場合、委託先の団体に制限はあるのでしょうか。

（答）

（研修実施機関を指定する際は、市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限定していますが、）研修の委託先の団体については、特段の制限はありません。

問4 研修を実施する際、連続した3日間で実施しなければならないのでしょうか。

（答）

研修の実施に当たっては、1分野 15時間以上で実施することとしていますが、必ずしも連続した3日間で実施する必要はなく、受講者が受講しやすくなるよう間隔を開けて実施することも可能です。

問5 例えば、1つの分野の研修（15時間）について、5時間ずつ3つの団体が分担して実施することはできるのでしょうか。

（答）

都道府県が1つの分野の研修を複数の団体に委託した上で、当該分野の研修全体の修了の評価を当該都道府県が実施するなど、受講者に対する研修修了の評価を適切に実施できる場合については、1つの分野の研修を複数の団体が分担して実施することができます。

問6 研修の事業費に関する国の補助については、都道府県が指定を行った研修実施機関に補助金の交付を行う場合についても、対象となりますか。

（答）

「職員の資質向上・人材確保等研修事業」における「保育の質の向上のための研修事業」（平成29年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金）のキャリアアップに関する研修は、都道府県が指定を行った研修実施機関に対して交付した補助金についても、補助対象経費とすることができます。

問7 キャリアアップ研修を実施する会場は、県内の何か所で実施すればよいでしょうか。

（答）

平成29年4月1日にお示しした「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」の7の（3）でお示しするとおり、保育士等キャリアアップ研修の実施に当たっては、都道府県内における交通事情や利便性を考慮し、例えば、山間部や離島などであっても、容易に研修を受講することができるよう、各地域の実情に応じ適切な会場数及び開催回数で実施いただきますよう、お願いします。